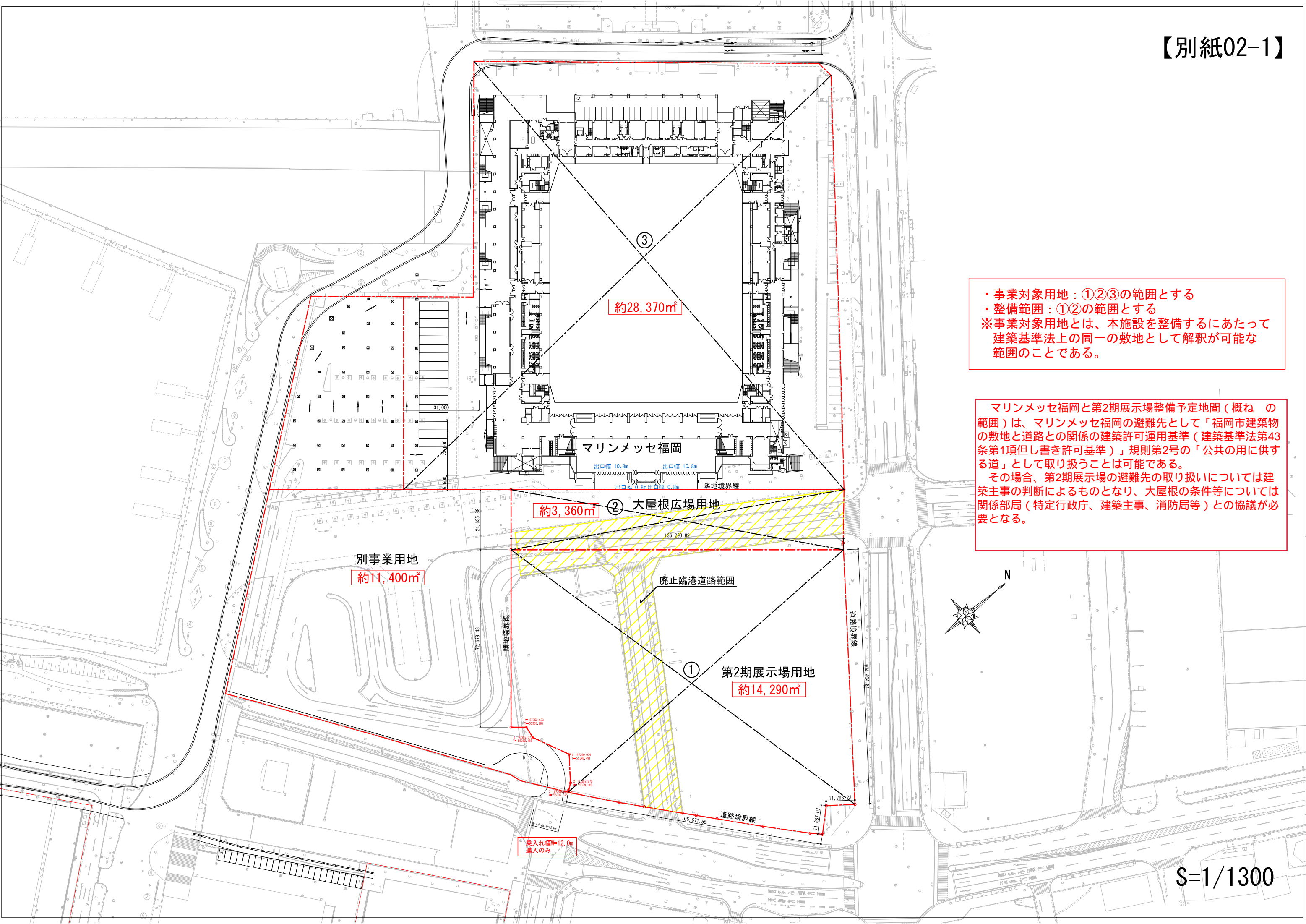


・事業対象用地：①②③の範囲とする  
 ・整備範囲：①②の範囲とする  
 ※事業対象用地とは、本施設を整備するにあたって建築基準法上の同一の敷地として解釈が可能な範囲のことである。

マリンメッセ福岡と第2期展示場整備予定地間（概ねの範囲）は、マリンメッセ福岡の避難先として「福岡市建築物の敷地と道路との関係の建築許可運用基準（建築基準法第43条第1項但し書き許可基準）」規則第2号の「公共の用に供する道」として取り扱うことは可能である。  
 その場合、第2期展示場の避難先の取り扱いについては建築主事の判断によるものとなり、大屋根の条件等については関係部局（特定行政庁、建築主事、消防局等）との協議が必要となる。



マリンメッセ福岡

出口幅 10.8m  
出口幅 10.8m  
出口幅 0.8m 出口幅 0.8m

隣地境界線

大屋根広場用地

約3,360㎡

別事業用地

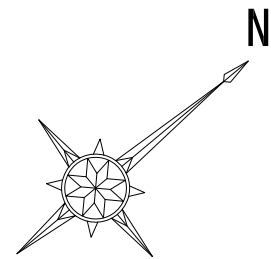
約11,400㎡

第2期展示場用地

約14,290㎡

隣地境界線

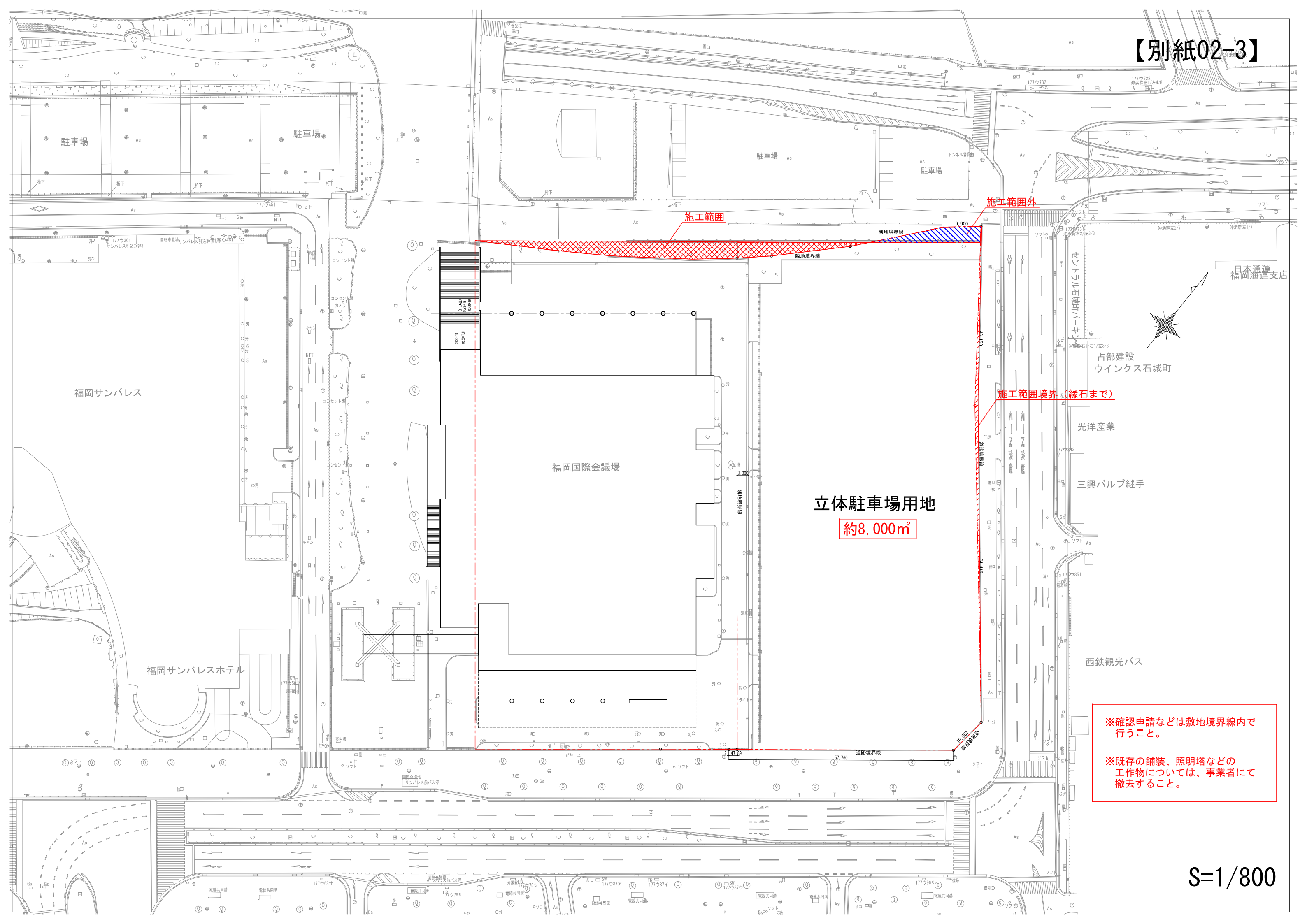
道路境界線



X= 67353.633  
Y= 55368.281  
X= 67353.073  
Y= 55363.165  
R=12  
X= 67360.074  
Y= 55348.491  
X= 67352.975  
Y= 55339.145  
X= 67350.148  
Y= 55337.875

乗入れ幅W=12.0m  
進入のみ

道路境界線



施工範囲

施工範囲外

施工範囲境界(縁石まで)

福岡国際会議場

立体駐車場用地  
約8,000㎡

※確認申請などは敷地境界線内で行うこと。  
※既存の舗装、照明塔などの工作物については、事業者にて撤去すること。